

平成 30 年 12 月 20 日

津山市都市計画課

津山市道路位置指定 工事写真 撮影要領

(目的)

第 1 この要領は、津山市道路位置指定指導要領『第 6 条第(3)号工事写真』を補完、手続きの合理化及び統一化、道路及び水路、又は擁壁（高さ 1.0m を超えるものに限る）の構造の品質確保のために定める。

(写真管理基準)

第 2 デジタル写真の画質

- (1) 文字は、写真の黒板、又はテキスト印刷で確認できること。
- (2) 有効画素数は、300 万画素 2,000×1,500 を標準（以上）とする。

(工種別撮影要領)

第 3 撮影項目と撮影要領

工種	撮影項目	撮影内容
擁壁	①床付け ②基礎工 ③ブロック積工 ④PC材料検査	①床付け完了状況 ②出来形寸法 ③施工中間段階、天端工、裏込状況 ④JIS 又は大臣認定の刻印
盛土 (道路)	⑤盛土厚 ⑥作業状況	⑤20cm の捲出し厚さ ⑥施工機種を含む締固め状況
側溝 (道路)	⑦基礎 ⑧PC材料検査	⑦出来形寸法 ⑧JIS 又は大臣認定の刻印
舗装 (道路)	⑨路床工 ⑩路盤工 ⑪アスファルト ⑫コンクリート	⑨床付け完了状況、プルフローリング状況 ⑩出来形厚、材料、締固め状況 ⑪出来形厚、温度管理 (110℃)、タックコート ⑫出来形厚

※ 写真が添付できない場合、CBR 試験、破壊試験の報告書に代えて品質を証明すること。

(その他基準)

第 4 材料の品質

- (1) PC 擁壁の材料は、法第 37 条により JIS 又は大臣認定品を使用すること
- (2) 道路工作物は JIS 製品が望ましい